

平成30年10月1日

利用者（団体）各位

国立岩手山青少年交流の家 所長

日頃より、当施設の運営にご理解賜り、誠にありがとうございます。

施設利用料金等（以下、「施設使用料金」という。）について、平成28年8月24日の閣議決定において、「消費税率の10%への引上げの施行日を平成31年10月1日とする。」とあることから、消費税率引上げが実施された場合には、施設使用料金の改定を行う予定です。

なお、具体的な施設使用料については、追ってお知らせ致します。

以上